

## 議案第58号関連資料

### 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部改正について

#### 1 改正の目的

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴う規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正条例

- (1) 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例
- (2) 明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例
- (3) 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例

#### 3 改正の概要

引用している租税特別措置法の条項移動に伴う整備を行います。

（現行）租税特別措置法第41条の3の3第2項

（改正）租税特別措置法第41条の3の11第2項

#### 4 施行期日

公布の日